

令和8年3月

# 新横浜公園指定管理者公募資料集

- 1 主な保守点検委託業務実績（令和7年度）・・・・・・・・・・（資料1）
- 2 料金表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（資料2）
- 3 鶴見川多目的遊水地の機能と過去の冠水状況・・・・・・・・・・（資料3）
- 4 ヨコハマナガゴミムシと保護エリアの管理について・・・・・・・・（資料4）
- 5 現在の施設命名権導入に伴うスポンサーメリット対応業務・・（資料5）

## 新横浜公園 主な保守点検委託業務実績（令和7年度）

番号	項目	日産スタジアム	日産ウォーターパーク	日産フィールド小机	スポーツ医科学センター	園地
1	・エレベーター設備保守点検	◎	◎	◎	◎	
2	・消防設備保守点検	◎	◎	◎	◎	◎
3	・直流電源設備保守点検	◎	◎		◎	
4	・非常用自家発電設備保守点検	◎	◎		◎	
5	・自動火災報知設備R型受信設備システム点検	○	○		○	
6	・一斉開放弁点検	◎				
7	・放送設備保守点検	○	○	○	○	○
8	・吸収式冷温水機等保守点検	○	○		○	
9	・中央監視制御設備保守点検	○	○	○	○	○
10	・競技用照明設備保守点検	○				
11	・計時計測装置定期点検	○				
12	・電話設備保守点検	○	○	○	○	○
13	・可動底保守点検	○				
14	・日産ウォーターパーク入退場システム保守		○			
15	・ヒートポンプチラー保守点検	◎	◎		◎	
16	・給湯用エコキュート保守点検	○	○		○	
17	・電動防火シャッター保守点検	○	○	○	○	○
18	・大型映像装置保守点検	○				
19	・光伝送装置保守点検	○				
20	・塵芥処理設備保守点検	○				
21	・熱源機器排ガス等測定分析水質測定分析	◎	◎	◎	◎	
22	・デジタルサイネージ保守点検	○				
23	・自動ドア保守点検	○	○		○	
24	・トイレ用機器レンタル業務点検	○				
25	・スタジアム自衛消防車点検	◎				
26	・スケボー広場遊具点検					○
27	・遊具広場遊具定期点検					○
28	・バスケットボール広場遊具定期点検					○
29	・日産スタジアム1階天井部躯体健全度点検	○				
30	・アンダーヒーティング保守点検	○				
31	・軽トラック車検、12か月点検	◎				
32	・ショベルローダー年次点検	◎				
33	・フォークリフト年次点検	◎				

注

- ・◎のものは法定点検、○のものは自主点検
- ・スポーツ医科学センターを含むものは、同センターの指定管理者と協議のうえ実施すること

## 日産スタジアム 料金表

令和5年4月1日

## 1 基本料金（貸切利用料金、個人利用料金）、加算額料金

## (1) 基本（加算額）料金表

単位：円

区 分		注1	午前 (3時間)	午後又は夜間 (4時間)	午前午後又は午後 夜間(8時間)	1日 (12時間)	規定時間外料金 (1時間ごとに)
貸 切 利 用	アマチュア	観客席を利用しない場合	21,000	28,000	56,000	84,000	7,000
		1階メインスタンド <sup>※</sup> のみを利用 9,000席	36,000	48,000	96,000	144,000	12,000
		1階メインスタンド <sup>※</sup> 及びバック スタンド <sup>※</sup> を利用 19,000席	45,000	60,000	120,000	180,000	15,000
		1階スタンド <sup>※</sup> を利用 34,000席	54,000	72,000	144,000	216,000	18,000
		1階スタンド <sup>※</sup> 及び2階メイン スタンド <sup>※</sup> を利用 43,000席	72,000	96,000	192,000	288,000	24,000
		1階スタンド <sup>※</sup> 、2階メイン・バック スタンド <sup>※</sup> を利用 54,000席	90,000	120,000	240,000	360,000	30,000
		1階及び2階のすべてのスタンド <sup>※</sup> を利用 70,000席	108,000	144,000	288,000	432,000	36,000
	指定団体 の 利用 (プロ)	注2 1階スタンド <sup>※</sup> を利用 34,000席	960,000				18,000
		1階スタンド <sup>※</sup> 及び2階メインスタンド <sup>※</sup> を利用 43,000席	1,056,000				24,000
		1階スタンド <sup>※</sup> 及び2階メイン・バック スタンド <sup>※</sup> を利用 54,000席	1,248,000				30,000
注2 1階及び2階のすべてのスタンド <sup>※</sup> を利用 70,000席		1,440,000				36,000	
トラックの個人利用		注3	一般	1回につき		200	
			学生・生徒・児童	1回につき		100	
			グループ(20人までごとに)	1回につき		1,000	
観客から入場料等を 徴収する場合の 加算額料金		競技大会	入場料等の総額の5%				
		競技大会以外	入場料等の総額の8%				

注1 午前…………… 9:00～12:00 午後……………13:00～17:00 夜間……………17:00～21:00

午前午後… 9:00～17:00 午後夜間…13:00～21:00 1日…………… 9:00～21:00

注2 指定団体が大会利用に伴う事前練習を行う場合の料金はアマチュア料金の5倍額となります。  
その他の練習利用についてはアマチュア料金と同額です。

注3 競技大会等の日程が入っていない日のみの利用になります。

## (2) 基本料金（貸切）に含まれる附属設備

ア 選手控室 (201、202、216)

イ 選手更衣室 (201B、201C、201D、216B、216C、216D)

## (3) 競技大会の大会規模等に応じて無料で貸出する附属設備

ア 大会運営室、大会司令室

イ インタビュー室、報道関係室

ウ 医務室、ドーピング室等

エ 印刷室(ただし、機材の使用料等については別途)

## 2 附属設備料金表

単位：円

種 別	単 位	金 額	
競 技 用 器 具	陸上競技用器具	301点以上 1日	20,000
		27点以上300点まで(高跳用器具を除く) 1日	5,300
		26点以下 1点につき(高跳用器具を除く) 1日	200
		高跳用器具・一式1日	3,000
		サッカー用器具 一式1日	5,000
	ラグビー用器具 一式1日	5,000	
	アメリカンフットボール用器具 一式1日	5,000	
競 技 用 特 別 器 具	写真判定装置	コンピュータ設備と 接続して使用する場合 一式1日	30,000
		単独で使用する場合 一式1日	15,000
	トラック競技電光掲示板	一式1日	3,000
	フィールド競技電光掲示板	1台1日	3,000
	光波距離計	1台1日	3,000

単位：円

種 別	単 位	金 額	
場内放送設備	全館放送	1回(2時間以内)	4,500
	部分放送	1回(2時間以内)	2,000
浴室(温湯シャワーを含む)	1室毎(201F、216F)	1回(1時間以内)	6,000
温湯シャワー	個人用(210、211)	1回	100
	団体用(大)(201E、216E)	1回	3,500
	団体用(小)(205B)	1回	1,500
ロッカー	(大)(210、211)	1回	200
	(小)(210、211)	1回	100
更衣室	1、3、4号更衣室(温湯シャワー付)(204、210、211)	1回(4時間以内)	2,500
	2号更衣室(205)	1回(4時間以内)	1,000
	5号更衣室(温湯シャワー付)(222A)	1回(4時間以内)	2,500
	5号更衣室(温湯シャワー付)(222B)	1回(4時間以内)	2,500
屋外照明設備	全点灯(サッカ-1・陸上1)	1時間につき	90,000
	3/4点灯(サッカ-2)	1時間につき	67,500
	1/2点灯(陸上2)	1時間につき	45,000
	1/4点灯(サッカ-3・陸上3)	1時間につき	22,500
大型映像装置	映像表示	1基1時間につき	12,000
	文字のみ表示	1基1時間につき	6,000
注1 大型映像装置への広告表示(業)	1基全画面1分間表示を1件とし	1件につき	24,000
撮影装置	自走式カメラ	1時間につき	10,000
	注1 大型映像用カメラ	1基1時間につき	2,000
会議室(3階)	1～6号会議室(301A～301F)	1室1回(4時間以内)	6,000
特別室(2～5階)	1号特別室(217)	1回(4時間以内)	16,000
	2号特別室(303)	1回(4時間以内)	11,000
	3号特別室(304)	1回(4時間以内)	6,000
	4号特別室(308)	1回(4時間以内)	7,000
	5号特別室(401)	1回(4時間以内)	36,000
	6号特別室(501)	1回(4時間以内)	13,000
臨時特別観覧室(6階)	A(605A)	1室1回(4時間以内)	72,000
	B(605B)	1室1回(4時間以内)	46,000
	C(605C)	1室1回(4時間以内)	51,000
	注2 D5～D10(610～615)	1室1回(4時間以内)	10,000
テラスボックス(5階)	1、3、4、7、8、10号(定員10人)	1室1回(4時間以内)	37,000
	2、9号(定員8人)	1室1回(4時間以内)	31,000
	5、6号(定員6人)	1室1回(4時間以内)	27,000
臨時売店(4階～6階)	4階(405、411)	1室1回(8時間以内)	30,000
	4階(402)	1室1回(8時間以内)	25,000
	5階(505、513、522)	1室1回(8時間以内)	20,000
	6階(601～609)	1室1回(8時間以内)	20,000
券売所	西券売所(メインスタンド側)	1回(8時間以内)	4,000
	東券売所(バックスタンド側)	1回(8時間以内)	4,000
主催者貸駐車場	正面玄関駐車場(S1)	1回(4時間以内)	20,000
	正面玄関下駐車場(S2)	1回(4時間以内)	20,000
	正面玄関下小机側駐車場(S3)	1回(4時間以内)	10,000
駐車場単独利用	正面玄関駐車場(S1)	1回(4時間以内)	80,000
	正面玄関下駐車場(S2)	1回(4時間以内)	80,000
	正面玄関下小机側駐車場(S3)	1回(4時間以内)	40,000
人工芝	ラバー人工芝	1本1日	10,000
	メッシュ人工芝	1本1日	5,000
	マット人工芝	1枚1日	1,250
イベントテント	イベント用(カラーテント)	1テント1日	2,000

注1 機材のオペレーション費用については別途主催者負担となります。

注2 臨時特別観覧室A、B、Cは競技大会の大会運営室として使用しない場合及び、D5～D10は実況中継のため放送局が使用しない場合に貸し出します。

### 3 広告料等

単位：円

種 別	単 位	金 額	
競技会等の催物を行う際に掲出する広告物	看板、横断幕等	1平方メートル1日につき	3,400
	アドバルーン、アーチ、広告塔等	1個または1基1日につき	11,300
テレビ中継料・撮影等(業)	1社または1行為主体の行為ごとに	半日(4時間以内)につき	30,000
ラジオ中継料等(業)	1社または1行為主体の行為ごとに	1日につき	3,900
売り子販売(業)	売り子販売1件ごとに	1日につき	1,200

### 4 その他

公園条例・規則に基づくその他の使用料等については、スタジアム管理事務室までお尋ねください。

# 日産フィールド小机 料金表

(補助競技場)

## 1 基本料金表

単位：円

区	分	単	位	料	金
アマチュア貸切利用		芝生フィールド利用	1時間につき		6,400
		芝生フィールド利用無し(トラック利用)			2,500
指定団体貸切利用		芝生フィールド利用			110,000
トラックの個人利用(注)		一般	1人1回につき		200
		学生・生徒・児童	1人1回につき		100
		グループ(20人までごとに)	1回につき		1,000

注 競技大会等の日程が入っていない日のみの利用になります。

## 2 付属設備料金表

単位：円

付 属 施 設 の 種 別	単	位	料	金
競技用器具	陸上競技用器具	27点以上300点まで(高跳用器具を除く) 1日		5,300
		26点以下は1点につき(高跳用器具を除く) 1日		200
		高跳用器具のみ 一式 1日		3,000
	サッカー用器具	一式 1日		5,000
	ラグビー用器具	一式 1日		5,000
場内放送設備	日産フィールド小机・放送	1日(2時間以内)		2,000
温湯シャワー	個人用	1回		100
ロッカー	個人用	1回		100
会議室	日産フィールド小机会議室	1回(4時間以内)		4,000

## 3 広告料等

単位：円

種	別	単	位	料	金
競技会等の催物を行う際に掲出する広告物		看板、横断幕等	1 m <sup>2</sup> 1日につき		3,400
		アドバルーン、アーチ、広告塔等	1個または1基 1日につき		11,300
テレビ中継料・撮影等(業)		1社または1行為主体の行為ごとに	半日(4時間以内)につき		30,000
ラジオ中継(業)		1社または1行為主体の行為ごとに	1日につき		3,900

## 4 その他

公園条例・規則に基づくその他の使用料等については、スタジアム管理事務所までお尋ねください。

# 日産ウォーターパーク 料金表

(屋内プール)

平成17年3月

単位：円

券種	区分	利用時間	基本料金	利用回数	有効期限	超過料金(30分までごと)
一般券	13歳以上	1時間	500	1回	当日	13歳以上 200円 13歳未満 100円
	13歳未満		250			
回数券	13歳以上	2時間	9,000	11回	4か月	
	13歳未満		4,500			
法人会員券	13歳以上	2時間	81,000	100回	1年	
	13歳未満		40,500			
団体券 (20人以上)	13歳以上	2時間	800	1回	当日	
	13歳未満		400			

## 新横浜公園 北側園地 料金表

## (1) 基本料金額

単位：円

種 別	区 分	単 位	金 額
野球場		1 時間	1,300
運動広場 1	運動のために使用する場合	1 時間	1,300
投てき練習場	投てき種目	1 時間	1,600
	その他	1 時間	1,300
テニスコート	1 面	1 時間	1,100
運動広場 2	少年野球グラウンド	1 時間	1,300
	運動広場 2	1 時間	3,500
球技場	アマチュア利用	1 時間	6,400
	指定団体利用	1 時間	110,000
ドックラン	一般利用	1頭/1日	500
	回数券 期限：3月31日まで	1頭/1日	5,000

## (2) 付属設備料金額

単位：円

設備種別	区分	単 位		金 額
競技用器具	陸上競技用器具	27点以上300点まで	1 日	5,300
		26点以下 1点につき		200
場内放送設備		2 時間以内	1 回	2,000
温湯シャワー	個人用		1 回	100
ロッカー	個人用		1 回	100
テニスコート照明設備			1 時間	500

令和 8 年 3 月

横浜市みどり環境局

## 鶴見川多目的遊水地の機能と過去の冠水状況

### 1 多目的遊水地事業と機能

新横浜公園は、国土交通省の遊水地と本市の公園の共同事業です。遊水地に関わる施設整備と管理は国土交通省が、公園に関わる施設整備と管理は本市が行い、洪水時には治水施設である遊水地として、通常は運動公園として利用するものです。

遊水地は、鶴見川の洪水を一時的に貯留して、下流の洪水を軽減させる治水施設です。洪水時に河川水を遊水地に流入させるため、越流堤という鶴見川に面した堤防の一区間を周辺の堤防よりも高さを低い構造にし、ここから流入した水の流れは減勢池で勢いを減少し、公園内に溜められます。洪水の際には段階的に水が溜まるとともに、洪水量によって水に浸かる頻度も異なります。

(1) 遊水地の地盤高 新横浜元石川線以北は T. P (東京湾平均中等潮位) + 2.5 m

南側は T. P + 4.0 m

(2) 洪水の頻度 令和 3 年から令和 7 年の 5 年間で、新横浜元石川線以北の地盤に 3 回、南側に 1 回

洪水時に貯留した水は、鶴見川の水位の低下とともに国土交通省管理の排水門から排水されます。この排水門は、通常時は閉鎖されている大排水門と、地内の雨水を常時排水するための通常開放されている小排水門からなっています。なお、地内堤に囲まれた区域の通常の排水を強制的に排水するには、草地広場にある本市管理の排水機場を運転させます。

## 2 過去の冠水状況

令和6年9月現在、国土交通省京浜地方整備局京浜河川事務所「出水概要」より

### 【鶴見川多目的遊水地 流入実績】

- 鶴見川多目的遊水地では、平成15年6月に運用を開始してからこれまでに24回の洪水を貯めています。
- 平成15年6月の運用開始以来、6番目の貯留量を記録しました。

No.	年月日	出水名	貯留量
1	平成26年10月6日	台風第18号	約1,536,000m <sup>3</sup>
2	平成16年10月09日	台風第22号	約1,250,000m <sup>3</sup>
3	令和元年10月12日	台風第19号	約936,000m <sup>3</sup>
4	平成25年4月6日	低気圧による豪雨	約922,000m <sup>3</sup>
5	平成30年3月9日	低気圧による豪雨	約907,000m <sup>3</sup>
6	令和6年8月30日	台風第10号に伴う降雨	約427,000m <sup>3</sup>
7	平成28年8月22日	台風第9号	約422,000m <sup>3</sup>
8	平成25年10月16日	台風第26号	約328,000m <sup>3</sup>
9	令和3年9月18日	台風第14号	約189,000m <sup>3</sup>
10	平成29年10月23日	台風第21号	約102,000m <sup>3</sup>
11	平成16年10月20日	台風第23号	約80,000m <sup>3</sup>
12	平成21年10月8日	台風第18号	約64,000m <sup>3</sup>
13	令和元年9月9日	台風第15号	約64,000m <sup>3</sup>
14	平成22年12月3日	前線による豪雨	約62,000m <sup>3</sup>
15	平成23年8月26日	前線による豪雨	約54,000m <sup>3</sup>
16	平成17年9月4日	前線による豪雨	約50,000m <sup>3</sup>
17	平成20年8月30日	前線による豪雨	約50,000m <sup>3</sup>
18	平成25年9月15日	台風第18号	約50,000m <sup>3</sup>
19	令和5年6月3日	台風2号に伴う降雨	約35,000m <sup>3</sup>
20	平成26年6月6日	低気圧による豪雨	約22,000m <sup>3</sup>
21	平成24年5月3日	前線による豪雨	約18,000m <sup>3</sup>
22	平成27年12月11日	低気圧による豪雨	約13,000m <sup>3</sup>
23	平成20年5月20日	前線による豪雨	約9,000m <sup>3</sup>
24	平成15年8月15日	前線による豪雨	約7,000m <sup>3</sup>

※この情報は速報であり、数値等は変わることがあります。

## ヨコハマナガゴミムシと保護エリアの管理について

### 1 ヨコハマナガゴミムシの現況

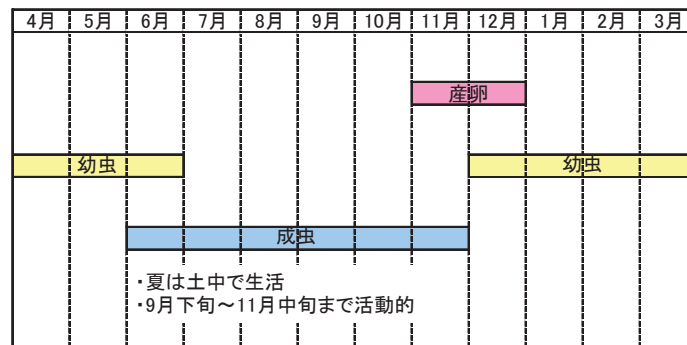
- (1) 鶴見川の港北区小机付近のアシ原にのみ生息し、河川改修工事に伴い消滅が懸念されている、環境省のレッドリストによる絶滅危惧種である。
- (2) 遊水地内越流堤付近に 2005 年秋に発見された。(越流によるものと考えられる。)
- (3) 鶴見川(小机大橋～亀子橋)右岸に主に生息しており、左岸の旧河道にも確認されている。かつては左岸にも生息していたが河道掘り下げ工事によりいなくなった。
- (4) 保護対策に関する動きについては、「鶴見川希少生物生態・保全対策勉強会」において 16 年間にわたって調査データを蓄積・共有を行ってきた。一定の指標が得られたため平成 22 年で勉強会は終了し、以後は各組織が個別に学識経験者等に意見を求め事業を進めている。



### 2 生息域について

- (1) 適度な湿気が必要。(アシ原が最も好ましい、ガマも可、ススキ不可。)
- (2) 地上から 30cm～60cm ぐらいの深さは、柔らかい土が必要。(幼虫が生活するため。)
- (3) 幼虫は水を嫌うが、成虫になると大丈夫である。
- (4) アスファルト舗装や碎石等の開けた所や乾燥した所には行かない。(日照により温度が高くなるため) 夜活動。
- (5) 生息域にはある程度の幅が必要。(河川の左岸が狭くなった所には、いなくなってしまう。)
- (6) いくつかの生息域が必要であり、それぞれが地形的に繋がっていると好ましい。
- (7) 継続的に生息するには、広いスペースが必要。(現在の保護エリアでは狭い。)

《ヨコハマナガゴミムシの生態》



### **3 維持管理について**

- (1) 一般来園者の立ち入りを禁止する。
- (2) ヨコハマナガゴミムシのみの保護ゾーンではなく、他の生物を含めた自然保護ゾーンとするのが好ましい。
- (3) 施工、維持管理において人が立ち入る程度は、特に問題はない。
- (4) 基本的に草は刈らない方が良く、アシ原を維持するのが最もよい。
- (5) 管理上必要であれば、必要最小限の草刈を行ってもよい。
  - ・ 管理動線の確保（草刈のための動線等）
  - ・ 安全上問題がある場合に、草丈を低くする等
- (6) 植生の遷移はとめる必要があり、選択的な草刈りは必要。（アシ原の維持のため。）
- (7) 二つのエリアの間にエコロード（横断溝）があり、常時土を入れておく。

# 現在の施設命名権導入に伴うスポンサーメリット対応業務

## 1 施設命名権に関する契約の概要

- (1) 契約の相手方  
日産自動車株式会社
- (2) 期間  
令和8年3月1日から令和13年2月28日まで
- (3) 主な権利
  - ア 施設命名権  
日産スタジアム、日産ウォーターパーク及び日産フィールド小机の施設命名権
  - イ その他の権利（詳細は別紙参照）
    - ・日産スタジアムの無償使用权（年間最大10日間）及び日産フィールド小机の無償使用权（年間最大20日間）
    - ・横浜F・マリノスのホームゲーム時のテラスボックス、大型映像装置の広告等の無償使用权
    - ・常設広告看板の設置と広告掲出料の免除
    - ・商品提示及び広告スペースの無償提供

## 2 施設命名権その他の権利運用に伴う連絡調整

横浜市と日産自動車株式会社との間で締結した施設命名権に関する契約書その他関係文書に定める事項を遵守し、横浜市、日産自動車株式会社との連絡調整を綿密に行い、日産自動車株式会社に付与された権利の運用を適切に行うとともに、日産自動車株式会社の意向を尊重し、スポンサーメリットが最大限発揮されるよう努めること。

日産自動車が無償使用权を保有する施設については、各施設の年間利用計画策定後に日産自動車の使用希望時期等を確認し、十分に配慮すること。

なお、現行の管理運営受託者と日産自動車株式会社との間で取り交わされた覚書、契約その他一切の合意事項を承継すること。

## 3 クリーンスタジアム対応

国際大会等において、商業権が主催者に属する場合、主催者の指示に従い企業名や広告の隠蔽を行うこと。

この取り扱いは施設名称及び自動販売機など管理許可又は設置許可に基づき設置している物件についても該当し、当該対応すべき期間中は、横浜市、日産自動車株式会社並びに主催者との協議のうえ決定する施設名称を使用する。

また、自動販売機等を隠蔽する場合、その間の管理許可使用料については返還しない。